

## 学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	疾患名	出席停止期間
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	<b>発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</b> 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまで。
	インフルエンザ	<b>発症後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、解熱後2日を経過するまで。</b>
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の抗菌薬療法が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※その他の感染症とは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で、学校医の意見を聞き、校長が判断するもの。（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）

注意：発症した日、症状が軽快した日、解熱した日は、いずれも**0日**としてカウントします。

参考：学校保健安全法、学校保健安全法施行規則

学校における予防すべき感染症の解説（日本学校保健会）